

特定非営利活動法人八王子市民活動協議会 個人情報保護基本規程

第1章 総則

(目的)

第1条 本規程は、特定非営利活動法人八王子市民活動協議会（以下「協議会」という）が保有する個人情報につき、個人情報保護に関する法律その他関連法規の趣旨の下、これを適正に取り扱い、個人情報保護方針に基づく個人の権利利益を適正に保護する為の基本となる事項を定める事を目的とする。

(定義)

第2条 本規程における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 個人情報

生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができる（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別できるものを含む）ものとする。

(2) 個人情報データベース等

個人情報を含む情報の集合物であって、個人情報保護法第2条2項一及び二に掲げるものをいう。

(3) 個人データ

個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。

(4) 保有個人データ

当会が、開示、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去及び第三者への提供の停止を行うことの出来る権限を有する個人データであって、個人情報保護法第2条5項の「保有個人データ」をいう。

(5) 本人

個人情報によって識別される特定の個人

(6) 従業者

当会の組織内で指揮監督を受け、個人情報の取り扱いに従事する者

(7) 個人情報保護管理者

理事会の承認を得て、理事長より任命され、個人情報保護コンプライアンスプログラムの実施及び運用に関する責任と権限を有する者

(8) 監査責任者

(9) 理事会の承認を得て、理事長より任命され、公平かつ客観的な立場にあつて、個人情報保護の管理が適正に実施されているか、定期的に「監査・報告」する責任と権限を有する者

(基本理念)

第3条 協議会は、個人情報、個人の人格尊重の理念の下に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取り扱いを図るものとする。

(適用範囲)

第4条 本規程は、当会において処理されるすべての個人情報、個人データ、個人保有データ（以下「個人情報等」という）の取り扱いにつき定めるものとし、当会の業務に従事する全ての会員及び従業者に対し、これを適用するものとする。

第2章 個人情報等の取扱

第1節 個人情報等の利用

(利用目的の特定)

第5条 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り特定する。

2) 利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行わない。

(利用目的による制限)

第6条 協議会は、予め本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わない。

2) 他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、予め本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱わない。

(正当な取得)

第7条 個人情報の取得は、適法かつ公正な方法により行うものとする。

(取得に際しての利用目的の通知等)

第8条 協議会は、個人情報を取得した場合は、予めその利用目的を公表している場合及び取得状況から見て利用目的が明らかであると認められる場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、また公表する。

2) 前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、予め本人に対し、その利用目的を明示する。

3) 利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し又は公表する。

(第三者提供の制限)

第9条協議会は、次に掲げる場合を除き、予め本人の同意を得ないで、個人データを第3者に提供しない。

- (1) 個人情報保護に関する法第23条第2項（オプトアウト）ないし同第3項の方法による場合
- (2) 法令等の規定に従い、提供または開示する場合

第2節 個人情報等の登録・保管・廃棄

（データ内容の正確性の確保）

第10条 個人データは、利用目的の達成に必要な範囲内において、正確かつ最新の内容に保つように努める。

（安全管理措置）

第11条 協議会は、取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のために情報セキュリティ委員会を設置し対応するとともに、その他必要かつ適切な措置を講じるものとする。

（文書管理に関する規定の整備）

第12条 協議会は、文書の登録・保管・廃棄に関し、前二条の趣旨に照らし必要な事項について規定を別途定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

第3節 従業者及び委託先の監督

（従業者に対する指導・監督）

第13条 協議会は、本章第1節及び第2節の各規定にかかる各事項を具体的に実践するために必要な事項について規程を別途定め、全ての従業者にこれを遵守させるものとする。

- 2) 従業者に個人情報等を取り扱わせるに当たり、これが適切に行われるよう監督を行う。

（委託先の監督）

第14条 協議会は、個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、当該第三者における個人情報保護へ向けた対応の状況等に照らし、委託を行うことの適切性を検討するとともに、当該第三者との間で秘密保持契約を締結した上で提供を行うものとし、かつ、委託先に対しては適切な監督を行うものとする。

第4節 開示等の請求に対する対応

（本人からの請求に対する対応）

第15条 保有個人データにつき、個人情報保護法 25 条（開示）、26 条（訂正）ないし 27 条（利用停止）の規定に基づき、本人から請求が行われた場合は、これが個人情報に関する本人の権利に基づくものであることを十分に理解した上で、合理的な期間、妥当な範囲でこれに応ずるものとする。

（規定の整備）

第16条 協議会は、前条の規定（開示・訂正等・利用停止等）にかかる義務を適切に履行するため必要な事項について別途規定を定め、これに基づき必要な措置を行うものとする。

第5節 苦情及び相談

（苦情の処理）

第17条 協議会は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努める。

2) 前項の目的を達成する為に「苦情・相談窓口」を設け、その他必要な体制の整備に努める。

第3章 個人情報保護へ向けた体制

（個人情報保護管理者）

第18条 理事長は、理事会の承認を得て、個人情報保護管理者を任命する。

2) 個人情報保護管理者は、個人情報の保護に関し、内部規定の整備、安全対策及び教育・訓練を推進し、かつ、周知徹底することを任務とする。

3) 個人情報保護管理者は、この規程に定められた事項を遵守するとともに、個人情報の収集、利用、提供又は委託処理につき、全ての役員・会員及び従業者にこれを理解させ、遵守させなければならない。

4) 個人情報保護管理者は、情報セキュリティ委員会を開催し、個人データ漏えい防止等の安全管理に務めなければならない。

5) 個人情報保護管理者は、個人情報保護コンプライアンス・プログラムの策定・実施・見直のため、部門管理者を任命し、その任務を担当させることができる。

（教育・教育担当者）

第19条 個人情報保護管理者は、当会の業務に従事する全会員及び従業者に対し、個人情報にかかる個人の権利保護の重要性を理解させ、かつ個人情報保護の確実な実施を図るため、教育担当者を任命し、継続的かつ定期的に教育・訓練を行うように努める。

(監査)

第20条 理事長は、協議会における個人情報の管理状況について監査させるため、理事会の承認を得て、監査責任者を任命する。

2) 監査責任者の任命に当っては、被監査部門からの独立性に配慮しなければならない。

3) 監査責任者は、監査計画を作成し、年1回監査を行う。

4) 監査責任者は、監査結果につき、監査報告書を作成して理事長並びに個人情報保護管理者に報告しなければならない。

第4章 雑則

(見直し)

第21条 理事長は、監査報告書及びその他社会・経営環境などに照らし、適切に個人情報を維持する為に、定期的に、本規程の改廃を含む個人情報保護コンプライアンス・プログラムの見直しを、個人情報保護管理者に指示するものとする。

(運用細則)

第22条 理事長は、個人情報保護管理者に指示し、本規程の運用のために必要な細則を定めるものとする。

附 則

1) 本規程は、平成17年9月14日から施行する

沿革 平成 17年 9月 14日 制定

平成 28年 7月 26日 改訂